

事業主の皆さんへ

従業員の個人住民税は特別徴収で納入ください

市と県では、事業主が毎月従業員に支払う給与から、個人住民税（市民税・県民税）を天引きで納入する「特別徴収」を推進しています。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-7169

個人住民税の特別徴収

所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税を毎月支払う給与から天引きして、事業主が従業員に代わって納入する制度です。

事業主は特別徴収義務者

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法律の規定により、原則、個人住民税の特別徴収を行うことが義務付けられていて、市は、その事業主を特別徴収義務者として指定します。

市は毎年5月末までに「特別徴収税額決定通知書」で個人住民税額を事業主にお知らせします。事業主は、給与から天引きした個人住民税を、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入します。
※税額は、前年の所得などを基に各市町村が算出

特別徴収の対象者

前年中に給与の支払いを受けていて、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている従業員が、特別徴収の対象者です。ただし、給与の支払いが不定期であるなどの理由がある場合は、普通徴収（個人納付）で納めることができます。

特別徴収の従業員へのメリット

- ・1年分の税額を12回（6月から翌年5月まで）に分けて納めるので、1回当たりの納税負担が少ない
- ・毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがない
- ・納税のために、金融機関などに行く必要がない

※特別徴収の手続きなど詳しくは、市ホームページを確認ください



地方税ポータルシステム eLAX が便利です

市では、個人住民税の給与支払報告書や特別徴収に係る各種手続きについて、地方税ポータルシステム（eLAX：エルタックス）を利用した申請書などの受け付けを行っています。ぜひ利用ください。

◎自宅やオフィスで手続きできます！

窓口に行かなくても8時30分から24時までインターネットで手続きを行うことができます。
※土・日曜日や祝日、年末年始を除く

◎給与支払報告書や源泉徴収票を一括提出できます！

国や市のそれぞれに提出義務がある給与支払報告書・源泉徴収票を、一括して提出できます。

◎電子納税が便利です！

個人住民税（特別徴収分、退職所得分）と法人住民税が電子納税できます。

利用届出の提出など詳しくは、eLAXホームページを確認ください。
また、eLAXの利用について不明な点などは、eLAXホームページの「よくある質問」を確認ください。



eLAX ホームページ



eLAX よくある質問

※スマートフォンからは、利用届出などの手続き、問い合わせフォームやアンケートの利用はできません

知ってください！

鳥獣被害対策の取り組み

市では、イノシシやサルなどの鳥獣被害防止対策として、侵入防止柵設置の推進や捕獲対策などを進めてきました。また、捕獲した個体を有効利用するため、全国的にも注目されている「ジビエ利用」に向けて、関係者と連携した取り組みを始めています。

※ジビエ（gibier）フランス語とは、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のこと

◎問い合わせ 森林保全課 ☎23-2152



被害防止対策への市の支援

【電気柵等設置助成】

- 対象 市税を滞納していない市民
- 対象物 電気柵一式など
- 補助率 60%以内（対象物ごとに上限有）

※家庭菜園は対象外。来年度分は、11月末までに申し込みください

【ワイヤーメッシュ柵設置助成】

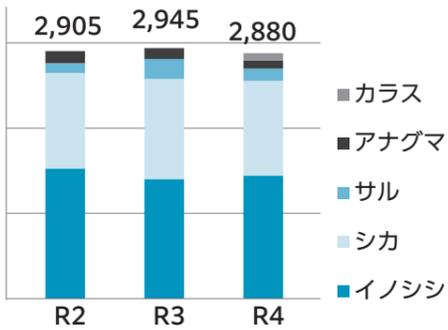
●対象 市税の滞納がない3戸以上の農家など

●対象物 ワイヤーメッシュ柵（市鳥獣被害防止対策協議会からの貸与電気柵複合柵含む）

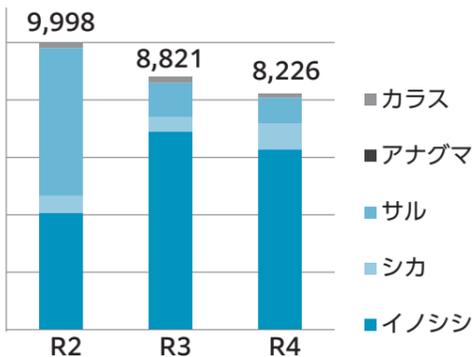
●補助率 資材代100%（対象物ごとに上限有。自力施工）

※可能な限り、集落単位での取り組みをお願いします

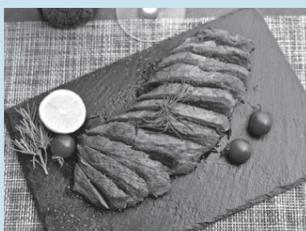
捕獲実績の推移（単位：頭・羽）



農作物被害額推移（単位：千円）



ジビエの恵みを届けたい
有害鳥獣として捕獲したイノシシやシカなどを有効利用するため、処理加工施設を導入予定の民間事業者などと連携して、ジビエ利用を計画しています。
高タンパクで栄養価が高い、山や森からのおいしい贈り物であるジビエ。今後の取り組みに期待ください。



ジビエ利用のイメージ

